

## 令和2年第4回訓子府町議会臨時会会議録

### ○議事日程

令和2年11月30日（月曜日）

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第70号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第71号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（9名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君	
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷口	武	彦	君
5番	河端	芳	恵	君	6番	西森	信	夫	君
7番	山田	日出	夫	君	8番	余湖	龍	三	君
9番	仁木	義	人	君					

○欠席議員（1名）

10番 西山 由美子 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君	
副町	長	森谷	清	和	君	
総務課	長	伊田		彰	君	
企画財政課	長	篠田	康	行	君	
町民課	長	元谷	隆	人	君	
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君	
福祉保険課業務監		今田	朝	幸	君	
農林商工課	長	大里	孝	生	君	
建設課長・上下水道課長		渡辺	克	人	君	
元気なまちづくり推進室長		坂井	毅	史	君	
会計管理者		八	鍬	光	邦	君
教育委員会教育長		林		秀	貴	君
管理課	長	高橋			治	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君	
社会教育課長・図書館長		山田	洋	通	君	
農業委員会事務局	長	原口	周	司	君	
農業委員会	会長	細川	孝	雄	君	
監査委員		平塚	晴	康	君	
選挙管理委員会	委員長	森下	直	治	君	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	山内	啓	伸	君
議会事務局	係長	吉村	章	子	君

◎開会の宣言

○議長（須河 徹君） 皆さま、ご苦労さまです。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和2年第4回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） 西森議会運営委員会委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（西森信夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、令和2年第4回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は2件。議員提案が1件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告がありますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、本臨時会においても、マスク着用、手指の消毒など、感染予防のため、引き続き取り組むことといたしました。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願いを申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は西山議員から欠席の届けが出ております。従って本日は9名の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が2件、議員提案による議案が1件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、5番、河端芳恵君、6番、西森信夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（須河 徹君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま議長から行政報告のお許しをいただきましたが、先に本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第4回臨時町議会を招集申し上げましたところ、9名の議員の方のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げるところでございます。

さて、世界をめぐるコロナ禍の状況については、とどまることなく、東京都、大阪、札幌等含めて、新たな政策を知事も含めて打ち出しをしているところでございますし、大変な状況だということは、今さら申すまでもございません。あらためて第3次補正予算とそしてまた緊急のひとり親家庭等に対する支援が今、政府内で議論をされているところでございますし、また、過日、私どももこれらに対する対応をいかにすべきかというところを内部検討をさせていただいているところでございます。

この間に大きなことが二つ、三つございました。

一つは、11月1日に開町100年、すなわち大正9年の年に置戸から分村して100年、そして昭和29年だったでしょうか、町制施行から70年の歳月がたちました。おかげさまで内部的な議論も含めて、この記念式典を11月1日に人数限定の中で開催することができましたことも、これも大変、一つの節目の年を何とか無事に終えることができましたことをあらためてお礼を申し上げるものでございます。

さらにまた、27日、先週の金曜日になりますけども、1990年と言った方がいいんでしょうか、訓子府福祉会と特別養護老人ホームが開始されて、ちょうど30年の節目の年になりました。その記念式典を福祉会の主催のもとで開催され、職員、それから理事、同時にまたボランティア等々でご支援いただいている団体に対する感謝状、あるいは職員への表彰含めてですね、記念式典は短時間でありましたけれども開催したところがございますけれども、私からもこの30年間のご苦勞に、そして役割の大きな重要性に対しての

賛辞とそしてまた感謝のお言葉を申し上げさせていただいたところでございます。そのようなことで、ちょうど開町100年、そして特養の30含めてですね、記念すべき年だったということがございました。

さて、本臨時町議会に2件の条例改正の議案を提案しております。いずれも期末手当支給割合の改定に伴いまして、町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正と職員の給与に関する条例の一部改正を提案させていただいております。議案の詳細につきましては、担当課長から後ほど説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本臨時会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配布させていただいております行政報告を申し上げます。

総務費指定寄付金についてのご報告でございます。

この10月19日、日出に訓子府工場を設置されている本社が苫小牧市の会澤高圧コンクリート株式会社さま、10月23日には、北見市の株式会社中神土木設計事務所さまから訓子府町開町100周年、町制施行70年をお祝いし、今後の本町の振興発展に役立てていただきたいと、それぞれ100万円のご寄付がございました。両社のご厚意に心から感謝申し上げ、寄付金につきましては、第4回定例町議会で補正予算を提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ただいまの行政報告については、寄付に関する案件でありますので、質疑を省略することといたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

#### ◎議案第70号、議案第71号、議案第72号

○議長（須河 徹君） この際、日程第4、議案第70号、日程第5、議案第71号、日程第6、議案第72号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第70号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

6番、西森信夫君。

○6番（西森信夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

議員提案であります。

議案第70号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

令和2年11月30日提出。

本案の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。

訓子府町議会議員 西森信夫、同じく、泉愉美、同じく、谷口武彦、同じく、西山由美

子の4名でございます。

本年度の国家公務員の給与について、本年8月10日の人事院勧告どおり改定を行う内容の改正給与法案が衆参両院で可決し27日に成立いたしました。

この条例改正につきましては、従来から、この勧告に基づき改正してきている町の特別職に準じて議会議員の期末手当についても改正してきている経過を踏まえ、本年11月17日の全員協議会において協議を行い、同じ率の改定を決定し、この条例案を提案させていただくものであります。

それでは、記以下について、ご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

表の右側が現行であり、左側が今回の改正案でありまして、改正箇所には、下線を引いております。

なお、内容の説明につきましては、下段にあります期末手当改正概要にて、ご説明をいたします。

まず、第1条であります。12月期に支給する期末手当を、現行の2.25か月から2.2か月とし、年間の支給月数を0.05か月引き下げ、4.45か月とするものであります。

また、第2条では、これは、令和3年度以降に支給する分についてであります。6月期に支給する期末手当を、本年度の支給実績の2.25か月から0.025か月引き下げ2.225か月とし、逆に、12月期に支給する期末手当を、第1条で改正した2.2か月から0.025か月引き上げて2.225か月とし、6月期および12月期の期末手当が均等になるように配分し、年間の支給月数を令和2年度と同様、4.45か月とするものであります。

次に、1ページに戻りまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。第2条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第70号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第71号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書3ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第71号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

次の議案第72号で職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただいております。この中で期末手当の支給割合が改正になりますことから、これに準じて町長、副町長及び教育委員会の教育長の期末手当支給割合を改正しようとするものでござ

います。

以下に改正案が載っていますが、次のページの新旧対照表とその表の下の期末手当改正概要という表によりご説明をいたします。

まず、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、上段に第1条、下段に第2条とございます。内容といたしましては、期末手当の支給割合が規定されている第3条第2項の改正になっております。

第1条は、交付の日から施行され、第2条については、令和3年4月1日から施行となるため、条を分けているものでございます。

次に、期末手当の支給割合の改正内容でございます。

一番下の表の期末手当等改正概要をご覧ください。

今回の改正では、表の一番右側の欄にありますように、現行、年間4.50月を4.45月に0.05か月分引き下げるものでございます。

また、第1条では、令和2年度の支給割合、第2条では、令和3年度以降の支給割合を規定してございます。

令和2年度では、12月期に支給する期末手当の割合を2.25か月から2.20か月に、0.05か月分引き下げ、令和3年度以降は、6月期と12月期とも同じ割合、それぞれ2.225か月分、改正する内容となっております。

前のページに戻っていただき、附則では、施行期日を規定しており、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定については令和3年4月1日から適用することを規定してございます。

以上、議案第71号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書5ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

まず、職員の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度に準じて定めておりますが、本年は新型コロナウイルス感染症の関係で国の調査が遅れておりました。11月6日には、人事院勧告どおりに閣議決定をされ、その後、衆参両議院で審議され、11月27日に成立されております。このことを踏まえ、町職員の給与についても改定することとし、条例改正案を提案させていただいたところでございます。

以下に改正案が載っていますが、次のページの新旧対照表と、その表の下の期末勤勉手当改正概要という表によりご説明をいたします。

職員の給与に関する条例の一部改正案新旧対照表をご覧ください。

第1条では、令和2年度の職員の期末手当の支給割合を掲載しておりますが、12月期の期末手当、現行1.3か月を1.25か月に、0.05か月分引き下げることとしてお

ります。

また、第3項は、再任用職員の期末手当の規定でございますが、任用規定の改正となっております。

次に、第2条では、令和3年度以降の職員の期末手当の支給割合を掲載しております。総支給割合は変わりませんが、6月期、12月期、それぞれの期末手当の支給割合を同じ割合1.275か月、勤勉手当と合わせて2.225か月に改正しようとするものでございます。

また、第3項は、第1条と同様に引用規定の改正となっております。期末手当と勤勉手当を合わせると全体で4.5か月を4.45か月に、0.05か月引き下げるものであります。

下の期末・勤勉手当改正概要の表につきましては、期末・勤勉手当の令和2年度施行の第1条および令和3年度施行の第2条の改正内容でございますので、ご覧いただきたいと思っております。

5ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思っております。

附則では、施行期日を規定しており、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行することを規定しております。

以上、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第70号、議案第71号、議案第72号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55号のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

はじめに、議案第70号の質疑を許します。議案書1ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第70号の質疑を終了いたします。

次に、議案第71号の質疑を許します。議案書3ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第71号の質疑を終了いたします。

次に、議案第72号の質疑を許します。議案書5ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第72号の質疑を終了いたします。

以上をもって、一括議題の質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。



(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより、一括議題の議案第70号、議案第71号、議案第72号の採決をいたします。  
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。  
議案第70号、議案第71号、議案第72号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。  
よって、議案第70号、議案第71号、議案第72号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

- 議長(須河 徹君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
これにて、令和2年第4回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。  
本日は大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前 9時55分